

# 平成26年度 事業計画

## [1] 公益目的事業

### 公1 健康増進事業

当事業は、医道の高揚と歯科医学の進歩発達と公衆衛生の啓発を行ない、且つ歯科医療の推進とその人材の確保を図ることにより生涯に渡る口腔衛生の維持向上をもって茨城県民の健康増進に寄与することを目的としている。本会の事業の中で、公益目的事業に分類される事業は全て茨城県民の健康と福祉の増進を目指すことを最終目的とした事業となっていることから、公益目的事業を健康増進事業として一つの事業にまとめている。平成26年度の事業計画は以下の通りである。

#### 1. 学術振興事業

歯科医師を主な対象として学術にかかわる（1）から（9）の各種研修を行なうことにより歯科医療及び保健の知識と技術の向上を図る。

##### （1） 歯科医学会

本会の主催の学会であり、歯科関係者のみならず一般県民を対象とした開かれた学会として、特別講演、シンポジウム、研修会、一般口演、ポスター発表、テーブルクリニックで構成し、歯科医学の進歩による県民の歯科医療向上と歯科保健普及を図る。平成26年度は、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、一般県民を対象として年1回の開催を予定し、参加者は約1千名を見込んでいる。

##### （2） 学術シンポジウム

歯科医師対象に最新の歯科医療技術に関する研修を行い、その歯科医療を県民に提供できる技術の習得と環境整備を行う。平成26年度は、主に本会会員を対象として年1回の開催を予定し、受講者は約100名を見込んでいる。

##### （3） 日歯生涯研修セミナー

歯科医療関係者を対象として日本歯科医師会との共催で歯科医学研修セミナーを行い、歯科医療と歯科保健の向上を図る。平成26年度は、歯科医療関係者を対象として年1回の開催を予定し、受講者は約120名を見込んでいる。

(4) 学校歯科医研修会

学校歯科医を対象として校医としての技術および知識向上を通して、幼稚園・学校の歯科保健向上による健康増進を目的としている。研修内容は関係法令、検診方法、指導方法、児童虐待への対応、学校での外傷への対応等となっている。平成 26 年度は、県内学校歯科医を対象として年 1 回の開催を予定し、受講者は約 100 名を見込んでいる。

(5) 医療保険制度研修事業

医療関係者を対象とした医療及び介護保険の研究及び研修であり、研修会、協議会、及び指導を行う。平成 26 年度は、医療関係者を対象として年間 1 2 回程度の開催を予定し、受講者は約 950 名を見込んでいる。

(6) 全国諸会議参加

学術、社会保険、地域医療、学校保健、警察歯科の全国諸会議へ参加し、広報誌、ホームページを通じてその情報、知見を学校保健、歯科保健関係者に伝える。平成 26 年度は、延約 60 名の本会役員及び委員会委員ならびに会員が年間約 30 回の出席を予定している。

(7) スポーツ歯科学の普及活動

スポーツ外傷の予防のためのマウスガード作成及びスポーツ外傷への対応並びにドーピングに関する研修を行い、その普及を目指したパンフレットを作成し学校関係団体へ配布して、県民のスポーツ外傷予防を行なう。マウスガード対応歯科医療機関の公開も本会ホームページで行っている。平成 26 年度は、歯科医師を対象として、年 1 回の研修会開催を予定し、受講者は約 30 名を見込んでいる。

(8) がん医科歯科連携講習会

厚生労働省から日本歯科医師会及び本会へ委託された事業である。がん患者の周術前・周術期・緩和ケアにおける口腔ケアを担当する歯科医師を対象に県内のがん患者の症状緩和を目的とした講習会を行う。平成 26 年度は、歯科医師を対象として、年間 6 回の講習会開催を予定し、受講者は約 200 名を見込んでいる。

(9) 補綴ハンズオン講習

最新の歯科医療技術に関する研修、実習を歯科医師対象に行い、最新歯科医療を県民に提供できる技術の習得と環境整備を行う。平成 26 年度は、歯科医師を対象に年 1 回の開催を予定し、受講者は約 100 名を見込んでいる。

## 2. 医療従事者研修事業

歯科医療を支える歯科衛生士、助手等のスタッフの研修育成のため（1）から（4）の事業を行う。

### （1）日歯認定助手講習会

歯科助手資格に関心のある県民を対象として助手講習会を開催し、受講を受けた者に日本歯科医師会認定の乙種歯科助手認定を授与する。平成 26 年度は年 8～10 回の開催を予定し、受講者は約 50 名を見込んでいる。

### （2）スタッフセミナー

歯科医院に勤務するスタッフ等を対象として患者の接遇についての研修を行う。平成 26 年度は年 2 回の開催を予定し、受講者は約 70 名を見込んでいる。

### （3）医療安全管理研修会

歯科医師及び歯科診療所勤務のスタッフを対象として、医療安全にかかわる研修を行ない医療事故の未然に防止するための環境整備を図る。平成 26 年度は年 1 回から 2 回の開催を予定し、受講者は約 140 名を見込んでいる。

### （4）無料職業紹介所と衛生士再教育プログラムの検討・行動

歯科医師、歯科医療技術者、歯科助手を対象として、求人・求職案内を行い、県内の歯科医療スタッフの適切な充足を目指す。衛生士再教育プログラムは、不足する歯科衛生士の充足を目的として、休眠状態にある歯科衛生士を対象に再就職に向けた再教育の場を提供する。平成 26 年度は年 1 回の研修会開催を予定し、受講者は約 40 名を見込んでいる。

## 3. 防災・危機対策事業

歯科医師と茨城県警、茨城海上保安部及び行政との連携を図り、県民の防災及び身元確認に繋がる（1）から（3）の事業を行う。

### （1）防災マニュアルの作成

災害時における歯科医師会の役割及び組織系統の整備をまとめたマニュアルを作成し、被災県民の救護および衛生管理に使用する。

本会会館を災害時の避難所として提供し、必要な備品・食糧の備蓄を行い、災害

時における市民への避難所としての機能のみならず、心身の健康保持および感染予防を実施する。

(2) 警察歯科医協議会

茨城県警および茨城海上保安部と協定を締結し、災害時および身元不明遺体の身元確認への協力体制を構築し、1 から 3 を行う。

1. 茨城県警及び茨城海上保安部並びに本会関係者を対象とした研修会の開催
  2. 各警察署における身元不明遺体の身元確認作業
  3. 災害時に多数の身元不明者が発生した場合における本会挙げての身元確認作業
- 平成 26 年度について、研修会は年 1 回の開催で、参加者は約 100 名を見込んでおり、身元確認作業については、警察歯科医約 30 名での対応を予定している。

(3) 災害避難所での歯科医師としての行動計画の策定

大規模災害時の歯科医師の役割として、出動態勢の構築及び他団体との連携のもと避難所での歯科治療、口腔ケアに関する行動計画を策定する。策定方法は、本会総務委員会が警察、行政等の関係機関との連携協議で行う。

4. 普及・啓発事業

県民を対象として(1) から(16)の事業によって歯科保健知識の普及・啓発を行う。

(1) 母子保健関連事業

日本歯科医師会と厚労省とで実施している 80 歳で 20 本以上の歯を残すことを目標とした「8020 運動」に加え、本県と本会の独自の「6424 運動」は 64 歳で 24 本の歯を残すことを目標にした運動の一環として、満 3 歳から 6 歳の子とその親(母または父)を対象とした「親と子のよい歯のコンクール」を行う。

(2) 高齢者対策事業

「8020・6420 運動」の一環として、県民の生涯を通じた口腔保健の向上を目的に「高齢者よい歯のコンクール」を開催する。

(3) 歯科保健賞事業

個人及び団体で県の歯科保健の向上に尽くされた受賞者を選考し、茨城県民歯科保健大会で表彰を行う。

(4) 歯科保健大会表彰・歯の健康フェスティバル

県民歯科保健大会を開催し、「歯科保健賞」「親と子のよい歯のコンクール」「高齢者よい歯のコンクール」「歯と口の健康に関するポスターコンクール」の各受賞者・団体に対して表彰を行う。

表彰式終了後には、「歯の健康フェスティバル」を開催し、県民を対象として口腔衛生の向上に寄与する各種のイベントを実施する。平成 26 年度の参加者は、前年度と同様に約 800 名を見込んでいる。

(5) 食育関連事業

噛む回数を増やすレシピを広く募集し、優秀作品を本会歯科医学会の場で「噛むかむレシピ賞」として表彰を行う「噛むかむレシピコンテスト」を開催する。

(6) 産業口腔保健事業

「健口（ケンコウ）・歯つらつ（ハツラツ）事業所出前教室」を開き、事業所の従業員等を対象として、歯周病予防の普及を行う。平成 26 年度は、年 8 回の開催を予定し、受講者は約 500 名を見込んでいる。

(7) 口腔機能健康測定事業

7 市町から、県歯科医師会に委託され地区歯科医師会と連携し、地域住民の口腔機能検査と結果の対応を行う。また、歯周病に対する知識を普及するために、予防処置指導を行う。40 歳 50 歳 60 歳 70 歳の節目検診対象者、その他一般市民を対象に平成 26 年度の受診者は約 480 名を見込んでいる。

(8) 啓発普及ポスターリーフレット作成

妊娠期、乳幼児期の歯科保健及び成人期の歯科保健、禁煙指導、生活習慣病等をテーマに、ポスター、リーフレット及びパネルを作成し、歯科医院、市町村、関係機関等へ配布を行う他、イベントやブース出展の際、保健指導や情報提供を行う。

(9) 歯科保健普及事業

県民を対象として本会の 8020・6424 情報センターを中心に、県委託事業として下記①から⑥を行う。

①フッ化物活用事業

幼児期からの歯と口腔の健康づくり推進のため、むし歯予防としてのフッ化物洗口の普及を図る。モデル保育所において、フッ化物についての情報提供及びフッ化物洗口の導入と継続への支援を行う。平成 26 年度は保健所保育士、保護者、市

町村保健関係者を対象に年 20 回の講話・指導を予定し、参加者は 300 名を見込んでいる。

#### ② 歯科講座

8020・6424 情報センターを拠点に、保健関係者、学校関係者、地域の健康づくり推進ボランティア等を対象に、参加者の希望や特性に応じて「口腔と生活習慣病」、「歯の健康と食育」、「口腔ケアと介護予防」等をテーマにした歯科研修を行う。平成 26 年度は 15 回以上の開催を予定し、参加者は 300 名を見込んでいる。

#### ③ 事業所歯周病対策事業

事業所衛生管理者等の職域担当者に対し、歯周病予防に関する研修を行い、事業所における歯科保健対策の推進を図る。平成 26 年度は年 4 回の開催を予定し、県内事業所での歯科検診受診者は約 200 名を見込んでいる。

#### ④ 心身障害者（児）歯科予防講習会

口腔ケア知識の普及や技術向上を図ることを目的に、心身障害者（児）福祉施設及び特別支援学校関係者を対象とした研修会を開催する。また、福祉施設等に出向き、実際的な指導も行う。平成 26 年度は年 8 回の開催を予定し、受講者は約 200 名を見込んでいる。

#### ⑤ 歯科医院禁煙支援事業

喫煙が及ぼす口腔への影響についての知識の普及と県民の禁煙を支援するため、「禁煙支援・相談歯科医院」の認証とホームページによる認証歯科医院の公開を行うとともに禁煙支援の研修会を開催する。平成 26 年度は歯科医師、歯科衛生士、市町村・保健所関係者を対象に年 1 回の研修会開催を予定し、参加者は約 60 名を見込んでいる。また、認証歯科医院は約 300 件、認証歯科医院における支援・相談実施者は 1,400 名を見込んでいる。

#### ⑥ 歯科保健媒体・データの作成

茨城県の歯科保健データ収集及び分析結果で歯科保健媒体を作成し、保育所・学校・市町村等への貸出し等を行う。

### (10) 生活習慣病歯科対策事業

#### ① 講演会

県民を対象に歯周病と生活習慣病の関連に関する知識の普及と適切な歯科保

健習慣の定着を図るために医師、歯科医師が連携して生活習慣予防のための情報交換を行い、知識の習得と連携体制の構築を図る。平成 26 年度の受講者は約 80 名を見込んでいる。

## ②歯科保健指導

市町村と連携して口腔機能健康測定モデル事業を実施し、県民自身によるセルフケアと、専門的ケアの啓発を行う。平成 26 年度は地域市民を対象に年約 8 回の開催を予定している。

### (11) 歯と口の健康に関するポスターコンクール

県下小中学校の生徒・学生から「歯と口の健康に関するポスター」を集め、第 1 次、2 次審査を経て受賞者を決定し、最優秀作品は日本学校歯科医会主催の全国コンクールに出展する。

### (12) 歯科医学会公開講座

県民を対象として、歯科保健に関する内容で大学教授等を講師として公開講座を開催する。平成 26 年度は年 1 回 2 講座を予定し、受講者は約 200 名を見込んでいる。

### (13) 義歯刻銘事業共催

技工士会との共催により、介護施設等において、高齢者の義歯の取り違えを防止するために、義歯に無償で刻銘を行う。

### (14) よい歯の学校表彰

県内小中高校を対象として、う蝕と歯周疾患の罹患状況及び予防指導、学校保健委員会活動、教職員の研修状況等に関する調査で優秀校を選出する。

### (15) 口腔ケア講習会

要介護者の口腔ケアの方法及び栄養管理の知識、技術の向上を図ることを目的に、医療介護関係者、一般県民を対象として、講習会を開催する。平成 26 年度は年 4 回の開催を予定し、受講者は約 300 名を見込んでいる。

### (16) 学校歯科保健研修会

県下の幼稚園、小中学校、高等学校の保健関係者、学校歯科医、歯科衛生士を対象として学校における歯科保健知識の普及と啓蒙を行なう。その内容は、学校保健法、歯科保健情報、歯科検診後の指導、児童虐待への歯科所見からの対応、学校管理下での口腔外傷への対応についての研修であり、平成 26 年度は年 1 回の開催を

予定し、受講者は約 300 名を見込んでいる。

## 5. 情報発信事業

歯科医師及び県民を対象として（1）から（3）の歯科保健情報の発信を行う。

### （1）茨歯報 I T 事業

本会のホームページで、口腔衛生情報、口腔ケア情報、歯科医学情報と県歯科医療機関、障害者歯科治療センターの紹介、及び本会主催の各種コンクール、表彰事業等の案内を掲載し、歯科保健向上に関心ある県民への情報提供を行う。

また、歯科医師には、県民の歯科保健の向上に寄与することを目的に、歯科医療情報並びに I T 技術情報の発信を随時行う。

### （2）広報発行事業

会員および関係機関を講読対象とした月刊の広報誌を発行する。予算決算報告、本会事業の案内、各種研修会の研修内容の紹介等を行ない、歯科医学、社会保険情報を伝達して県民への歯科医療推進と社会保険の適正運用につなげることを目的とする。広報誌の内容は、一般県民向けに本会ホームページにも掲載する。

### （3）新聞紙面情報発信事業

県民向けに日刊新聞紙面を利用して、定期的に歯科保健の向上に関わる情報の発信を行う。更に単発に新聞紙面、及び NHK デジタル放送による歯科保健情報の発信も実施する。

## 6. 相談・助言事業

県民及び関係団体を対象として歯科に関連する（1）（2）の相談・助言を行う。

### （1）医療相談事業

県民を対象として毎月 2 回（第 1 第 3 木曜日）、歯科医療および社会保険に関する電話による相談事業を行ない、県民への正しい歯科医療及び医療保険に関する知識提供を行う。

### （2）歯科保健相談事業

市町村、学校、事業所等関係団体からの歯科保健事業に関する相談、及び一般県



民からの歯科保健に関する相談について、8020・6424 情報センター及び電話にて、随時応える相談事業を行う。

## 7. 関係団体補助事業

歯科医療に関係する団体を対象として（1）の補助事業を行う。

### （1）女性歯科医会補助

女性歯科医会への資金的助成を行う。

## 8. 茨城歯科専門学校事業

歯科専門学校事業を通して、歯科医療を支える歯科医療技術者の養成を行う。

歯科衛生士科（3年制で1学年定員50名）歯科技工士科（2年制で1学年定員20名）の学生に対して、専門的資格を備えた専任講師9名、非常勤講師93名が厚生労働省の定めた基準に則った組織及びカリキュラムで教育を実施する。

## 9. 障害者歯科治療センター事業

一般歯科診療所では対応が困難な身体障害者に対して歯科治療を行う。水戸市・土浦市の身体障害者歯科治療センターにおいて、専任の歯科医師、歯科衛生士が施設、在宅の障害者の歯科治療及び口腔衛生管理を実施する。

また、現在、水戸市の歯科治療センターでは静脈内沈静法を利用した治療を行っているが、平成26年度より、精神及び肉体的負担軽減と短期集中的治療を目的とした全身麻酔治療を実施する予定としている。

## [2] 収益事業

### 収1 賃貸事業

本会が所有する茨歯会館の一部を関係団体等に貸与する。その他茨歯会館を原則的に本会の使用予定がない時において、外部団体等からの使用の依頼があった場合に、会館管理費を徴収し、貸与を行う。

### 収2 物品販売等事業

障害者歯科治療センター内の歯ブラシ等の販売、茨城県歯科医学会デンタルショーにおける出展業者からの展示料・広告料の徴収、事業所を対象とした歯科健診、自動販売機の設置等を行う。

## [3] その他の事業

### 他1 労働保険事業

会員（事業主）の委託を受けて、事業主として処理すべき労働保険事務及び一般拠出金事務処理を行う。

### 他2 相互扶助事業

会員同士の相互扶助の観点から、会員間の親睦を深めるために、レクリエーション、ソフトボール・ゴルフ大会の開催や趣味の会の育成に対し補助を行う。また、一定の年齢と在会年数の条件を満たした会員に対しては、長期に渡る事業継続の努力に対して敬意を表し、祝金・記念品を贈呈する。その他、長年に渡り歯科医療に従事・貢献した従業員・職員に対しては、永年勤続表彰を行う。